

泉大津市議会基本条例（素案）にかかるパブリックコメントの実施結果について

- 募集期間 : 平成26年1月6日（月曜日）～平成26年2月5日（水曜日）
- 提出者数及び意見件数 : 提出者 3人 意見件数 23件
- ご意見・ご提言の内容及び市議会の考え方 : 下記のとおり

該当箇所	ご意見・ご提言の内容	市議会の考え方
条例全体	<p>本条例（素案）の前文並びに市の実情を反映した、泉大津市議会独自の構成及び条文にすべきである。</p> <p>理由：上位の広域自治体である大阪府の議会基本条例と酷似していることに、虚無的なものを感じざるを得ない。</p>	<p>前文ならびに構成につきましては、全てにわたり議論を積み重ねたものであり、泉大津市議会の独自性をもった内容として作成しております。</p>
前文	<p>以下の部分は、見直しを行うべきである。</p> <p>「国政の混乱や不祥事について、一方的な情報を発信し続けるメディアの影響から、地方議会への無関心や、諦めムードが漂い、政治不信に陥り、政治に参加したいという土壌も失われつつある。」</p> <p>理由：切り込んだ内容ではあるが、責任転嫁ともとれる表現であるため、誤解が生じるおそれがある。</p>	<p>ご指摘の主旨を十分に認識し、文言の修正も含め検討して参ります。</p>
第2条 （基本理念）	<p>市民が傍聴しやすい環境を整備することを明記していただきたい。</p> <p>傍聴者への資料配布、発言（意見）を行えるようにしていただきたい。</p> <p>また、複数の委員会を同時に行うことがないようにしていただきたい。</p> <p>（傍聴ができない）</p> <p>（平日の夜や土曜日や日曜日の開催、本会議だけではなく、委員会も動画配信するなどの工夫）</p>	<p>市民が傍聴しやすい環境の整備については、ユーストリームによる本会議でのネット配信（ライブ・録画）や議会傍聴よびかけ隊等を実施し、すでに対応しております。</p> <p>ここでは、二代表制としての議会の在り方についての基本理念を掲げさせていただきました。その上で、ご指摘の傍聴者への資料配布は、適宜行っております。尚、会議は質問者と答弁者が限定されているものであり、傍聴者の発言は認められておりません。市長等答弁者の関係があり、複数の委員会を同時に行うことはありません。傍聴者を意識した、改革については引き続き検討してまいります。</p>
第3条 （議員のあるべ	<p>①政務活動費の使途と調査内容に関して、情報公開を行うことを義務付けること。</p>	<p>①情報公開条例に基づき、開示することになっております。</p> <p>議員としての資質の向上については、議員個々が取り組むべきであり、</p>

該当箇所	ご意見・ご提言の内容	市議会の考え方
き姿)	<p>また、選挙制度、法律、ディベート力など議員としての必要な教育を受けられるような研修制度を設置すること。</p> <p>②第3条に以下のような趣旨の条文を追加すべきである。</p> <p>案1 「議員は、特定の団体や地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。」</p> <p>理由：声なき声を拾い上げ、市民と向き合うことが、地方議員のあるべき姿であると考えます。</p> <p>案2 「議員は、大衆に迎合せず、揺るぎない信念を持って活動しなければならない。」</p> <p>理由：選挙のための政治ではなく、信念を持って活動することが、政治家のあるべき姿であると考えます。</p> <p>案3 「議員は、伝統文化の継承及び発展を目指して活動しなければならない。」</p> <p>理由：泉大津の歴史の中で、脈々と紡がれてきたものを後世に継承する責務がある。</p>	<p>そのための環境整備や研修についても取り組んでおります。</p> <p>②案1、案2については、当然そうであらねばならないと認識しております。案3については、前文中に同様の意味を含めて作成しております。</p>
第5条 (議会のあるべき姿)	<p>第5条に以下のような趣旨の条文を追加すべきである。</p> <p>案1 「議会は、議場に国旗及び市旗を掲揚する。」</p> <p>理由：歴史・伝統・文化が刻まれた誇りや名誉の象徴である国旗及び市旗を議場に掲揚し、敬意を表すことが、議会のあるべき姿であると考えます。</p> <p>案2 「議会は、市民の声を市政に反映する市民の代表機関として、市の未来を市民とともに築いていかなければならない。」</p> <p>理由：現在を生きる者のみならず、先人達の思いや今後生まれ来る子孫の声をも議論に反映させ、未来を創っていくことが、日本のあるべき民主主義政治であると考えます。</p>	<p>案1 意見の一致に至っておりません。</p> <p>案2 前文に明記しております。</p>
第7条	①前文をはじめ「市民にわかりやすい、市民に開かれた議会」の文言	①ご指摘の内容につきましては、第7条の条文に含まれるものと考え

該当箇所	ご意見・ご提言の内容	市議会の考え方
(定数)	<p>が何か所か出てくるが非常に大切なことだと思う。</p> <p>そのための議案審議は当然、市民の声が反映されなければなりません。</p> <p>「第7条には議員の定数について市民の意思を十分反映できるよう」とあるが泉大津市議会では先の議会で定数1減を決めた。</p> <p>議員の定数を減らすことは市民の意思を集約するうえで、議会のあるべき姿から遠のくのではないか。また、先の議会では自治会連合会からの要望があったと聞いた。私も町の自治会に入っているし、役員もしてきたが、町の自治会からは知らされていない。</p> <p>自治会連合会が市民の意思を代表するとは思えない。</p> <p>議員定数についてはもっと丁寧な説明と重要議案とする議会運営がされるべきではなかったのか。</p> <p>慎重審議する旨の文言を追加してください。</p> <p>②第7条に以下のような趣旨の条文を追加すべきである。</p> <p>案「議会は、議員定数の改正については、行財政改革の視点のみならず、議会機能の確保をはじめ、市政の現状及び課題並びに将来予測等を考慮し、総合的に判断するものとする。」</p> <p>理由：前回の定例会での議論を踏まえ、泉大津市議会のあるべき議員定数の考えを示す必要がある。</p>	<p>ております。</p> <p>②ご指摘の内容につきましては、第7条の条文に含まれるものと考えております。また、将来的な視点を持つことは当然のこととして、前文中の理念の中に明記しております。</p>
第9条 (政策討論会の開催)	<p>政策討論会設置に関して、市民が参加（発言）できるようにしていただきたい。</p>	<p>市民生活に密接に関わり、市民からいただくご意見をくみ取り、議会の合意形成の具体策として政策討論会を行うものであり、この段階での市民の参加は想定していません。</p>
第10条 (調査機関等の設置)	<p>調査機関設置に関して、市民が参加（発言）できるようにしていただきたい。</p>	<p>調査機関等の設置については、議会で行うものと考えています。</p>
第11条 (政務活動費)	<p>政務活動費の用途に関して、議会ホームページから閲覧できるようにしていただきたい。</p>	<p>泉大津市の情報公開条例に基づいて請求して頂ければ、情報公開の対象になっています。</p>

該当箇所	ご意見・ご提言の内容	市議会の考え方
	また、使途目的、成果などの記入を義務付けていただきたい。	
第17条 (一問一答方式)	<p>事前に質問内容を提出し、回答を準備した結果を議会で読んでいるだけの議会は本当に必要なのでしょうか。</p> <p>回答を議員に返す、ホームページに内容を掲示する。</p> <p>これで済むのではないのでしょうか。</p> <p>世間ではこれをシナリオ議会などと呼んでいます。</p> <p>また、職員に事前に確認すれば済むような質問や、市長や担当部局の認識を問うような質問、市長と対立する与党からの攻撃的な質問はなくさなければなりません。</p> <p>このようにならないように条項を追加していただきたい。</p>	<p>議会と執行機関との関係は、議論を深めながら、課題の解決を図ることが重要であり、的を射たかみ合った議論が必要であります。従ってその手法については、それぞれの議員の選択に負っています。また、二元代表制の観点から、質問の姿勢についても、その裁量について、議員の発言権として保障されなければならないと考えております。</p>
第18条 (本会議での反問権の保持)	<p>反問権はもっと活用しやすくすべきです。</p> <p>「論点を整理する目的に限り、議長の許可を得て反問することができる」はいらぬのではないのでしょうか。</p> <p>また、市長等では判りにくく行政からの反問権も明記していただきたい。</p>	<p>議員には、市政をチェックし市民福祉を向上させるための質問権があります。議員の質問が的確になされ、市執行機関との意思疎通が有効に図れる為に、反問権は機能するものと考えます。決して質問議員への反論や議論を混乱させる意図をもって使われることがあってはなりません。したがって反問権の行使については、事前のルールを明確にした条文が必要であると考えます。</p> <p>ここでの市長等につきましては、今後検討して参ります。</p>
第19条 (市長による政策等の形成過程の説明)	<p>政策等の形成過程の情報公開は議会が市長に要求を行うものではなく、行政が行うべきことである。行政は形成過程を議会に報告すると同時にホームページ上で掲載すべきである。</p> <p>政令都市（大阪市や堺市）や大阪府では既に行われている。</p> <p>予算は10月から予算編成・方針決定がされて進み、2月ごろには市長査定されれば決定するはずで。</p> <p>議会はその後で、市民が知るのにはさらにその後になる。</p> <p>これでは、市民は政策・予算について意見を持つことができない。予算編成過程をリアルタイムで知ることは市民の権利です。</p>	<p>本来行政が主体的に行うべきものであると考えています。市長が提案する計画、政策、施策、事業等の審議にあたり、改めて説明を求めるものであり、条例で定めることにより、政策等の必要性がはっきりしてくると思っています。</p>
第20条	第19条と同じく、議会が市長に要求を行うものではない。	本来行政が主体的に行うべきものであると考えています。市長が提案

該当箇所	ご意見・ご提言の内容	市議会の考え方
(予算及び決算における政策説明資料の作成)	行政として市民に分かりやすい資料を作成し、議会に報告とすると同時にホームページ上で掲載すべきである。	する計画、政策、施策、事業等の審議にあたり、改めて説明を求めるものであり、条例で定めることにより、政策等の必要性がはっきりしてくると考えています。
第23条 (議員の政治倫理)	<p>議員の政治倫理の基準が必要ではないでしょうか。</p> <p>以下は他市の例です。</p> <p>(1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業等のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(2) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。</p> <p>(3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(4) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。</p> <p>(5) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。</p> <p>また、他市のように政治倫理条例を別途定めてもよいのではないのでしょうか。</p> <p>また、資産の公開なども検討してはどうでしょうか。</p>	議員の政治倫理につきましては、当然のこととして、節度ある行動に務めるべきであります。議員間の申し合わせや公職選挙法等により、厳しく規制されている現状を十分認識し、個々にしっかり対応していきたいと考えています。
第26条 (この条例の見直し)	<p>見直しに関して、</p> <p>他市の例「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。」</p>	検証と改善については適宜行うものであり、そのためのチェック機能につきましては現在検討しておりますが、条文の中に明記する考えはございません。
その他 (議員報酬)	<p>議員の報酬に関しての記述がありませんが、必要はないのでしょうか。</p> <p>他市の例「議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。</p> <p>2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が</p>	議員の報酬に関しては、別の条例で定めているため、本条例には明記をしておりません。

該当箇所	ご意見・ご提言の内容	市議会の考え方
	提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第 109 条第 7 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。」	
その他 (他の条例との整合性)	最高規範性または他の条例との整合性を規定する必要はないのか。 他市の例「この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。」	本条例（案）の位置づけについては、最高規範とせず、他の条例と並立するものとして、整合性を図りながら運用するものであります。
その他 (透明性の確保)	透明性の確保として、「口利きや働きかけ防止のため」の策がない。文書による要請・質問、回答など記録が必要ではないでしょうか。	議員の政治倫理につきましては、当然のこととして、節度ある行動に務めるべきであります。議員間の申し合わせや公職選挙法等により、厳しく規制されている現状を十分認識し、個々にしっかり対応していきたいと考えています。
その他 (請願・陳情)	市民からの請願・陳情についての記述がない。 市民からの請願・陳情に関して条項が必要ではないでしょうか。 また、市民からの請願・陳情についての発言の場の提供などを入れていただければと思います。	地方自治法や泉大津市議会会議規則に則って行われるものであり、条文に明記する考えはございません。
その他 (構成について)	第 2 章議員活動と第 3 章議会運営の順序を入れ替えるべきである。 理由：日本の国柄や前文の流れを考えると（議会のあるべき姿「組織」の前に（議員のあるべき姿「個」）を規定するこの順序には、違和感がある。	議員活動の保障があつて、議会運営が円滑に成されると考えます。特に、今回の条例（案）は、議会に主眼を置いたものであり、大前提として、議員個人の権利を阻害することがないように、先に議員活動を定義したものです。
その他 (危機管理に関して)	危機管理に関する章及び規定を設けるべきである。 案 1 「議会は、地震災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産を守るため、緊急時において総合的かつ機能的な活動が図れるよう市長並びに地縁団体等と協力し、危機管理体制を構築しなければならない。」 理由：東日本大震災の教訓として、30年以内に約70%の確率で発生が予想されている南海トラフ巨大地震による災害等に備え、議会が	極めて重要な課題であり、現在、各議員がそれぞれに取り組んでおります。しかしながら、議会として、市民の生命、身体及び財産を守る機能を果たすまでの権能を有しておらず、個々の政策課題を条文の項目に入れることは本条例（案）の主旨ではありません。

該当箇所	ご意見・ご提言の内容	市議会の考え方
	<p>取るべき行動を明確にする必要がある。</p> <p>案2「議員は、災害に強いまちづくりを目指して活動しなければならない。」</p> <p>理由：災害に対する強靱性を高めるためには、共同体を保守・再生することが、重要であるとする。</p>	